

# 自転車通行の安全対策を推進するため、 北区自転車ネットワーク計画を策定しました。

## 計画の基本方針

1. 自転車関連事故減少のための通行空間を整備します。
2. 交通安全に関するルール・マナーの啓発活動を行ないます。

区道において、「自転車専用通行帯」と「車道混在」による整備を組み合わせ、安全で快適な自転車通行空間をつくります。自転車が通行する位置と方向を、青色の帯や矢羽根の路面表示等で示します。国道及び都道については、区道とともに自転車ネットワークを構成することができるように、関係機関と協力・連携して取り組んでいきます。

## 自転車ネットワーク路線図

青色の路線（区道）に自転車通行空間を整備します。

自転車は車道の左側を安全に通行しましょう！



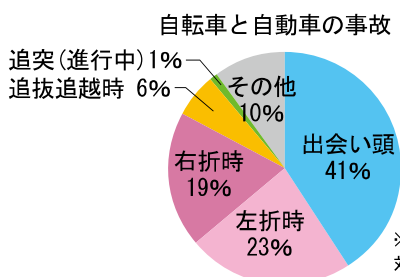
## 車道混在

車道に自転車が通行する位置と方向を「青色の矢羽根」と「ピクトグラム（絵文字）」で分かりやすく示します。自動車を運転される方は自転車に注意しましょう。

## 自転車専用通行帯

車道の歩道側に、自転車が通行するための専用スペースを設けます。自動車は「青色の帯」の上に駐車してはいけません。

## 北区の自転車利用環境について



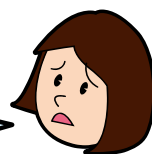
平成29年  
自転車関連事故件数：183件

出典：警視庁HP 交通統計・交通事故発生状況

※自転車が第二当事者の場合の  
対乗用車・貨物車 H26.27.28年計  
出典：イタルダ(交通事故総合分析センター)



自転車が安全に走ることができる道路が欲しい。



自転車のルールやマナーに関して教育をしっかりと欲しいわ。

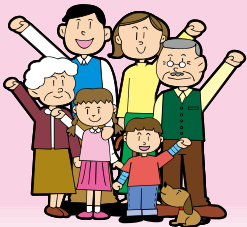
出典：平成29年度区民アンケート調査より

安全に自転車を利用できる北区を目指します！



北区土木部土木政策課 TEL：03(3908)9238  
東京都北区王子本町1-15-22(北区役所第一庁舎3階22番)

刊行物登録番号  
30-2-126



みんなで  
正しく乗ろう！

# 自転車安全利用5則

## 1 自転車は車道が原則、歩道は例外

(例外)

- ・道路標識等で認められている場合（下標識）
- ・13歳未満の子ども
- ・70歳以上の高齢者
- ・身体の不自由な方
- ・歩道を通行することがやむを得ない場合

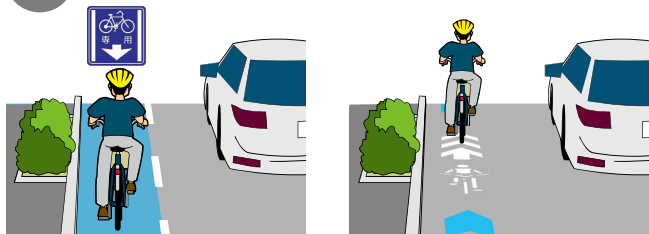


(325の3)  
自転車及び歩行者専用



自転車は軽車両です。歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です。

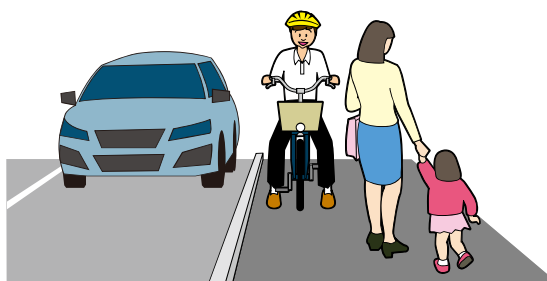
## 2 車道は左側を通行



自転車専用通行帯が設けられている場合、そのスペースを通行しなければなりません。

矢羽根が設置されている場合、自動車に注意して、矢羽根が示す位置と方向を通行しましょう。

## 3 歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行



歩道をやむなく通行する際、安全な速度で徐行し、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

## 4 安全ルールを守る



❌ 飲酒運転の禁止



❌ 並進の禁止



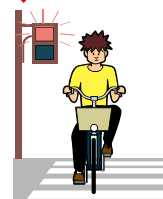
❌ 二人乗り禁止



❌ 夜間の無灯火運転の禁止



❌ 傘差し運転の禁止



❌ 信号無視の禁止

❌ スマートフォン、携帯電話、ヘッドホンなどの使用禁止

※その他にも、「一時停止」「二段階右折」など軽車両の交通ルールを守りましょう。

## 5 子どもはヘルメットを着用

安全のため、大人もできるだけヘルメットを着用しましょう。



## 自転車のマナー、ちゃんと守れていますか？

自転車は自転車駐車場など決められた場所に止め、歩行者や周辺の人々の邪魔にならないように心がけましょう。  
点字ブロックの上は視覚障害者が通行する場所なので駐輪しないでください。常に思いやりを持った運転と駐輪を心がけましょう。

